大 中 項 項 目 目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
特定災害対策		1 - (1)	「超」広域災害 	「超」広域の災害 ・今回の東北地方太平洋沖地震では、広い地域で計測震度6弱から7を記録し、被害が複数県に及ぶ「超」広域災害であった。これは、従来考えられていた東北地方の太平洋沖地震の規模を遥かに超えるエネルギー、規模であった。 (震度6弱から7を記録した県∶岩手、宮城、福島、栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉)。	「想定外」に備える防災の心構え ・災害の規模感をつかむ上では、被害想定調査は有効であるが、今回の災害対応を顧みると、自然災害は時として人知を超えることもある。常に被害想定を超える巨大な地震、震災を念頭に備えることが必要。	・岐阜県では、これまでに以下の地震に関する調査及び研究を実施し、被害想定、意識啓発を実施してきた。 (東海地震、東南海地震及び活断層による地震について被害想定、液状化危険度調査を実施)【危機管理部門】 ・H14 岐阜県東海地震等被害想定調査・H15 岐阜県東海地震等被害対応シナリオ・H17 長野県旧山口村合併に伴う被害想定の追加調査・H22 2万5000分の1岐阜県活断層図	「被害想定にとらわれない、巨大地震への備え」という考えの提示 「地域防災計画」の改訂(被害想定を超える災害の備えの記載)
	2	1 - (2)	「超」広域災害の 伝承 	「超」広域災害の備えと過去の経験 ・今回の被災地では、明治三陸沖地震(1896年:明治29年、死者2万1915人)など、遠〈ない過去に同じような津波被害の経験があった。・「地震 津波」という教育・伝承がもっと行き届いていれば避難できた人が増え、犠牲者を減らすことができたのではないか。869年:今回と同じ規模の「貞観地震」発生		・岐阜県では、平成21年度から「自助実践200万人運動」として、大規模な防災啓発キャンペーンを実施している(23年3月まで参加者約65万人)。・今年は濃尾地震(1891年:明治24年、死者7,273人)発生から120年の節目であり、10月に地震防災フォーラムの開催、地震体験車を県内各地に派遣する圏域リレーキャンペーンを実施するなど、年度後半に地震防災を重点に普及啓発を展開する予定。[危機管理部門]	「超」広域災害「東海・東南海・南海地震」への備え ・近い将来発生が懸念される超広域災害「東海・東南海・南海地震」、及び岐阜県においてはより甚大な被害が予測される「内陸型地震」の正確な情報、予想される被害について、過去の災害の伝承及び意識啓発の強化「地域防災計画」の改訂(災害教訓等の記載)
	3	1 - (3)	県域を越えた避難	<u>県域を越えた避難</u> ・今震災では、近年の災害規模では想像できなかった、県を越えた避難活動が大規模に生じた。その反面、被災者・避難者の状況確認が早期にシステマティックになされず、被災者支援が遅れた。 ・6月10日現在、県外避難者は35,557人、避難先が把握できていない人は40,274人(消防庁調べ)。	<u>県域を越えた広域避難の対応</u> ・被災者に連絡が取れない状況が復旧・復興の妨げになる可能性が高い。県民の安否確認・被災者情報の登録システム整備が急務である。マスメディアや通信事業者の協力の上、事前に検討しておくことが求められる。	・東日本大震災では、「全国避難者情報システム」(総務省が発案した、Excelファイルを用いた情報集約の仕組み)の受付窓口を県内全市町村に整備し、避難者情報の把握及び避難元市町村への提供を行っている。 ・被災者、避難者の把握は原則被災市町村で実施するが、国民保護対策として総務省消防庁で構築した「安否情報システム」を利用することができる。【危機管理部門】	<u>県域を越えた広域避難の仕組みづくり</u> ・被災者(広域避難者)の把握、被災者の情報共有方法の整理・市町村域を越えた避難所の開設、運営等調整方法の整理・県域を越えた避難所の開設、運営等調整方法の整理「地域防災計画」の改訂(「県域を越えた広域避難」の追加)
	4	1 - (4)	「超」広域災害に 備えた広域連携	「超」広域災害における県の役割 ・東海・東南海・南海地震などの「超」広域の災害発生時、当県は被災県になると共に、支援県としての役割も期待される。その体制整備が必要・被災地か、救援拠点か。いずれも広域連携は不可欠。	・縦割り組織の情報を連絡網で横のつながりを持たせ、	・岐阜県では、平成19年に発生した「石川県能登半島地震」 「新潟県中越沖地震」をきっかけに、他県で大規模災害が発生	「超」広域的災害における、災害応急活動と支援活動の整理 (同時に行う場合など) 遠隔自治体間の災害時応援協定の締結
	5	1 - (5)	「超」広域災害に 備えた支援計画	詳細情報共有が不十分(現地の状況や必要と される支援などの情報等)	支援体制の強化 ・どこの自治体(県)へどのような支援をしていくのかを、 災害直後から迅速な対応ができる体制づくり ・支援・応援協定を締結し、災害発生時に(規模による が)現地事務所を開設するなど迅速に対応し、現地での ニーズなどを県内自治体へ伝達する。被災地でリアルタ イムに情報収集することが必要 ・職員派遣後の報告を各自治体に行い、現地の状況や 必要な支援について情報を共有。支援に関しては、県 トータルで考え、地域や地区で支援物資や支援策を割り 当てるなどの調整が必要。	した際に支援活動を行う「岐阜県大規模災害時支援対策マニュアル」を策定した。 ・また、県内で大規模災害が発生した場合のマニュアルにおいて、災害対策業務のうち、重要かつ各部間の横断的な調整が必要な課題の対策については指揮命令系統を単純化するため、特定の部長を責任者とする「緊急対策チーム」を設置している。【危機管理部門】	
	6	1 - (6)	被害想定の見直し	<u>従来の被害想定以上の被害の発生</u> ·今回の地震は、従来考えられていた東北地方の太平洋沖地震の規模を遥かに超える規模であった。	被害想定調査の見直しと活用 ・津波、液状化現象などの大規模災害を想定した、被害想定調査を実施し、各地域の被害(危険度)を把握。危険度の高い箇所について、市町村ごとあるいは、5圏域ごとの単位で避難所、避難路等の見直しや広域訓練の実施を図る。・M9程度の地震に伴う災害が発生した場合の被害想定・想定外の自然災害の可能性を再検討する。・県が軽めの被害想定を行っていては、市町村はそれ以上の対策はしないこととなる。東海・東南海地震以外にも、これを上回る地震について、警鐘を鳴らす様被害想定をお願いしたい。	1010	<u>現行の被害想定調査結果の見直し</u>

大 中項 項目目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
特定災害対策		2 - (1)	津波対策	死亡・行方不明者の約9割が津波被害・今回の災害による死者の92.4%(警察庁調べ:4月11日まで)は津波被害によるものであった。	<u>津波被害の当県への影響の確認</u> ・岐阜県に想定される津波の影響調べ ・海抜の低い地帯への津波対策	・これまで岐阜県には津波災害は基本的にないものとしてとらえてきた(中央防災会議:三重県長島町で満潮時津波の高さは約1~2m H15年9月公表)。 【危機管理部門】	<u>津波被害の当県への影響の再点検</u> (内閣府で東海·東南海·南海地震の津波の被害想定を実施 する予定)
東 化 対策		2 - (2)	液状化現象の意 識啓発	<u>広範囲で発生した液状化現象</u> ・海から離れた内陸部においても液状化現象の被害が発生している〔震源から300km以上離れた千葉県浦安市、埼玉県久喜(〈き)市など〕。	<u>液状化危険度の把握と意識啓発</u> ・今回のような海溝型地震が東海・東南海・南海地震として発生すれば、内陸の岐阜県でも液状化現象を警戒する必要がある。造成地、埋め立て地、堤防の被害、広域的な交通遮断等が考えられる。 ・液状化危険度に関する意識啓発・液状化危険度調査の見直し・東海地震、東南海地震による液状化対策として、液状化危険度マップの作成	・岐阜県では、東海地震、東南海地震の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施している(調査報告「岐阜県東海地震等被害想定調査」:平成14年度)。調査では、県内すべての地域を500m×500mの地盤データに基づき液状化危険度(PL値)を表示している。【危機管理部門】	<u>液状化危険度に関する意識啓発</u> ・内陸部であっても液状化が発生することについての周知・啓発「地域防災計画」の改訂(液状化現象とその影響の詳細な記載) <u>液状化危険度調査の見直し</u>
	9	2 - (3)	液状化現象対策	下水道破損地区面積 約820ha 道路の破損延長 111.8km	れる。液状化現象により直接人が亡くなることはないが、交通網の遮断等、二次的な被害が多く発生する。拠点病院や避難所も周囲の道路が使えなければ機能は果たせない。 ・道路網に沿った場所における、従来よりも精度の高い液状化危険度マップを作成し、重要度等も考慮した優先度を決めた上で順次対策を実施する。 ・暫定補修程度で交通機能が維持できる程度の耐震化を全圏域の基幹交通網で進める必要がある。	・岐阜県では、東海地震、東南海地震の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施している(「岐阜県東海地震等被害想定調査」: 平成14年度)・調査では、県内すべての地域を500m×500mの地盤データに基づき液状化危険度(PL値)を表示している。【危機管理部門】・県管理区間の堤防については、海津市を中心とした8河川について、「河川堤防耐震マニュアル」(国土交通省)に基づく堤防耐震点検(地震動に対する耐震点検)を実施(平成7年度)。【県土整備部】	基幹交通網における耐震化の推進 ・液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理 <u>堤防の液状化対策</u> ・地震発生後に、迅速な堤防の安全点検を実施
原子力災害対策	10	3 - (1)	原子力災害発生 時の情報収集·情 報共有体制	他情報公開の遅れ	原子力災害発生時の情報共有体制 ・従来は、原発立地県を中心に緊急時の情報ネットワークの整備が進められてきたが、隣接県である岐阜県もそのネットワークに参画すべき。 ・隣接県等との連携をより効率的に行う方法は無いか。・福島県では、原子力チームができていた。県庁内に本部や準専門チームがあると良い。・震災発生時に県・事業者・立地県・国とのネットワークが使い物になるか疑問。・国への要望なども提言に含める。	【单M》, 口4次十八m九册光微性/、十以2343月12年前单八M》	<u>災害時における通報・連絡体制の見直し</u> ・申入れによる事業者からの通報体制ではなく、法に基づいた事業者、国及び近隣自治体からの通報・連絡体制の整備が必要 「地域防災計画」の改訂(国による法改正に伴う改訂)
	11	3 - (2)	住民の避難対策	<u>避難対策</u> ・福島第一原発においては、以下の3つの区域が設定された。 (1)警戒区域は、半径20km圏内で原則立ち入り禁止 (2)計画的避難区域は、半径20km以遠で、事故発生から1年の期間内に積算線量が20mSvに達する恐れがある区域(原則5月末までに避難する区域) (3)緊急時避難準備区域は半径20~30km圏内で、計画的避難区域、常に緊急時に屋内待避や避難が可能な準備をしておくことが必要な区域 ・原子力事故災害発生時に、迅速・的確に避難活動を行う必要がある。 ・影響範囲の把握・原子力発電所の事故による放射線影響の検討及び避難判断	算結果を可能であれば提供してもられ、避難区域・経路・避難先候補の事前評価を行う。 ・SPEEDI活用は不可欠。放射能被害を想定した県地域防災計画の見直し ・放射線等の異常データの住民への迅速な情報提供 ・SPEEDIの被害想定シミュレーションを文科省に頼んでも	いが、当県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生し、原災法に基づく対応が開始された場合等には、当県民の	

大中 通項 番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
特定災害対策原子力災害対策	3 - (3)	モニタリング体制整備	環境放射線量の上昇 ・各地のモニタリングポストによって、原発事故に伴う環境中の放射線量の上昇が観測された。 県外の水道水への汚染 ・放射性物質による水道水の摂取制限があった。	モニタリング体制の強化 ・自前の環境放射線モニタリング体制強化と平常時における定期的な運用、観測データの記録蓄積 ・市町村ごとの放射線定点測定器の設置 ・水道水の放射性物質測定機関の充実 ・モニタリングについては、平常時と緊急時の体制が必要ではないか。 ・各測定器は、普段から調整などを行い、機器を活用すべき。 ・中部近県で保有機器のデータベース化も有効であると思われる。	県の環境中の放射線量及び放射性物質の監視体制 (1)消防本部での環境放射線測定 緊急時の活動用にボータブル放射線測定器が県内10消防 本部に整備されている。平常時は毎週1回環境放射線を測定 し、緊急時に備えている。 福島第一原発の事故発生以降、毎日2回(10時と16時)測定 を行い、監視を強化している。 (2)文科省委託事業(環境放射線、降下物、水道水) 従来から、文科省委託事業として環境放射能、整視を強化する とともに、測定結果を県ホームページで公開している。 ・モニタリングボスト(県保健環境研究所に設置)による環境放射線の測定 平常時から連続測定を実施しているが、緊急対応として毎日2回(9時と17時)に分けて測定値を公開・可搬式サーベイメータ(県保健環境研究所に設置)による地上 1 m地点での環境放射線の測定 平常時の月1回の測定に加えて、緊急対応として1日1回の測定を行い、その結果を公開・水道水で(県保健環境研究所で採取)の放射性物質の測定平常時の年1回の測定に加えて、緊急対応として1日1回の測定を行い、その結果を公開・水道水で(県保健環境研究所で採取)の放射性物質の測定を従来から実施(大気浮遊じん(年4回))【危機管理部門・環境生活部】・今年度追加整備されるモニタリングポスト3台と合わせてシステムを整備・大学・他県等との連携体制は無い、県保健環境研究所の機器が故障した際、福井県と名古屋大学に協力を打診し、福井県で各の電力の事業者へ平時の放射線の値についても確認を行うことした。 「危機管理部門・環境生活部・健康福祉部】 (3)県内水道水中の放射性物質の測定 福島第一原発事故発生以降、県保健環境研究所において、県独自で県営水道中津川浄水場の水道水を測定し、結果を県ホームページで公開「健康福祉部」 (3)県内水道水中の放射性物質の測定機器を追加整備中・空間放射線測定機器(ビルマニウム半導体検出器)2台【危機管理部門・環境生活部・健康福祉部・都市建築部】	
13	3 - (4)	専門家による助 言·支援体制の整 備	<u>専門家の支援状況</u> ・福島原発事故発生時に(内閣府の原子力安全委員会に)原子力安全委員はほとんど参集できなかった。 ・複合災害発生時の専門家による支援の難しさが浮き彫りとなった。	専門家の支援体制整備 ・緊急時における県内及び近県在住専門家による助言・支援体制の整備。県においても近隣で専門家を押さえる必要がある。・原子力災害が発生した場合には、国のスキーム下に入る。・緊急時には、国が即時に機能しないことも考え、県単独でチームを組織し、迅速に対応できる体制の整備が必要ではないか。情報一元化の前提で、初動について県側が主導して動ける分散型の対応が取れるような仕組みを国に要望してはどうか。	・緊急時における県内及び近県在住専門家による助言・支援体制は、現状において未整備 ・なお、原子力緊急事態が発生した際には、原災法に基づき、国の「原子力災害現地対策本部」や道府県及び市町村の「災害対策本部」などの関係機関により、「原子力災害合同対策協議会」が組織される。・その際、情報を共有しながら連携のとれた応急対策などを講じるため、オフサイトセンターに国、道府県、市町村、その他関係機関が一堂に会することとなっている。・また、専門的知識を有する者の現地派遣に関し、国の防災基本計画において、「あらかじめ指定された原子力委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員を現地へ派遣するものとする」とされている。 【危機管理部門】	<u>緊急時の初動に対応するための、専門家による支援体制の整備</u> ・緊急時の初動段階において、国が即時に機能しない場合に備え、県災害対策本部を支援するために、専門家を招聘し、助言・支援を受ける体制を整備・対策チームを組織し、上記専門家の助言・支援を踏まえた迅速な対応を行う体制を整備 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)

大 中 項 項 目 目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
特定災害対策	14	3 - (5)	医療活動体制の 強化	原子力災害に関する医療活動 ・被災者への放射能汚染検査・除染、ヨウ素剤 の投与、健康相談が行われた。	原子力災害に関する医療体制の強化 ・放射線スクリーニング機器の整備 ・安全・安心確保のための迅速な放射能汚染医療体制の立ち上げ手順の整備 ・ヨウ素剤は被害想定に応じて必要量を把握することが必要。 ・避難者や被災地活動者の対応については緊急被ばく医療との兼ね合いもある(5-(15))。	・放射線スクリーニング機器を追加整備中 ・GMサーベイメータ 17台 ・県によるヨウ素剤の(流通) 備蓄 ・岐阜県製薬協会及び岐阜県医薬品卸協同組合と締結している「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に 関する協定書(H9.4.16)」に基づき入手する。 【健康福祉部】	医療活動体制の強化 ・緊急被ば〈医療体制の整備(災害医療分科会案件) ・汚染検査・除染ポイントの整備 ・ヨウ素剤の備蓄方法の再考 (補足:流通備蓄としているものを今後どうするか) 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)
	15	3 - (6)	農作物等の検査 体制の整備と風 評被害対策	農畜産物への影響 ・農畜産物には、広い範囲で出荷制限がなされた。 ・農作物の出荷制限等の対応について、政府の発表が二転三転し、政府と地方行政との連携が不十分なこともあって、生産者の混乱を招いた。	農作物の検査体制と風評被害対策 ・気象条件等からみた放射能の拡散、被害範囲の予測を行い、これに対する品目別の対応方針を定める。・風評被害回避のための迅速な放射能汚染検査体制の立ち上げ手順の整備・政府との間で出荷制限に係る基準値、制限の条件、保証等に係る事前打ち合わせと役割分担を明確にする。・生産者、JA,流通業者等への伝達ルートをあらかじめ構築しておく。・野菜等の放射能汚染の調査体制の確立及び風評被害に対する対策・品質証明書など、要望があれば普段から出せるような体制づくり・原子力災害の仮想ハザードマップを作成し、それを元にして地域的な対策の重点化を図る。	・平常時対応として、文部科学省委託事業において、放射性物質の測定を従来から実施、土壌(年1回)、精米(年1回)、ほうれん草(年1回)、大根(年1回)、茶(年1回)、牛乳(年1回))・継続的な放射性物質監視体制の強化放射性物質の検査機器を追加整備中・ゲルマニウム半導体検出器2台(農畜産物や水の放射性物質の量及び核種を測定)・県内主要農畜産物の放射性物質のモニタリング検査を実施し、県産農産物の安全性を確認実施期間:平成23年9月~検査品目:ほうれんそう、原乳検査点数:各1点/週・生産者、JA、流通業者等への伝達ルート・生産者:県 各農林事務所 市町村 生産者・JA:県 JA岐阜中央会 県内JA・流通業者:県 市場 流通業者 【農政部・環境生活部・健康福祉部】	<u>農畜産物検査体制の充実及び風評被害への対応</u> ·放射能汚染検査体制の整備 ·速やかな検査結果の公表体制の整備 (証明書の発行については要検討) ·他県·大学等の測定機関との連携体制の整備(再掲) 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)
	16	3 - (7)	放射能汚染地域 での救助・捜索・ 消火活動	放射能汚染の現場対応 ・(今回の地震発生時の原子力災害など)、地 震等との複合災害の状況及び放射能汚染の 状況に応じた対応が求められる。	<u>汚染地域内活動チーム</u> ・実際に救助・捜索・消火活動を実施する県内の警察、消防隊員の中で、連携した「放射能汚染地域対応チーム」を組織し、放射線被ばく防護対策の定期的な合同教育・模擬訓練の実施 ・放射線被ばく防護機材の正しい使用方法の周知 ・福島第一原発の事故対応では、米軍の原子力事故対策チームが迅速かつ的確な行動で活躍した。わが国がこのような専門実働チームの結成を検討すべきであると同時に、3-(4)の提言と関連して、県単位で小規模でも良いので、実働チームを組織しておくのも有効。	・現状においても、警察・消防、自衛隊も含めた連携は取っている。 ・NBCテロ対応専門部隊は都市部しかない。(N:核、B:生物、C:化学) 【危機管理部門・県警・市町村】	<u>汚染地域内活動チームの体制整備</u> (補足:現場の活動部隊と県庁での指揮·調整班) 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)
	17	3 - (8)	原子力災害を想 定した防災訓練	立地県以外への被害の可能性 ・立地県以外にも被害が及ぶことを想定した広 域原子力防災体制の充実が必要	防災訓練の充実 ・国と原発立地県が定期的に実施している原子力防災訓練時に当県も隣接県として参加・県外との連携や県内の各市町村への連絡・指示が適切に行われることを確認・被ばくの危険性の正確な把握と防災訓練への取り入れ。・実動を伴う訓練も必要ではないか。・被害想定が今より広範囲となった場合には福井県などとの連携した訓練が必要になる。	・原子力防災訓練福井県の防災訓練への職員派遣や情報伝達訓練等によって不測の事態に備えてきた。 ・職員を派遣した福井県の訓練では、避難区域は半径約3km以内、屋内退避は風下方向7km以内であった。 ・原子力発電所などのハード面や放射線に関する教育を県関係部局に行っている。 ・消防においても教育に着手している。 【危機管理部門】	<u>原子力防災訓練の充実</u> ・原発立地県と連携した訓練や、県・市町村と連携した原子力防災訓練の実施 ・原子力防災教育の実施 ・地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)
	18	3 - (9)	EPZの見直しにつ いて	EPZを越えた被害の発生 ・福島県ではEPZの想定範囲を超えて避難区域が設定された。 ・EPZに対する考え方の見直しが必要 (EPZ:原子力安全委員会の定める防災指針にある「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」)	EPZ拡大の可能性 ・IAEA(国際原子力機関)の安全指針では、EPZに類似したUPZ(緊急防護措置計画範囲)という概念があり、商用炉クラスに対し、最大半径30kmの設定が示されている(国際基準)。 (一方で、フランスでは半径10kmの設定がある。)・地域防災計画変更のゴーサインをいつまでに出すのか。国の検討と並行して行っていく必要があるのではないか。 ・国の方針決定にはまだ時間がかかる。それより前に(県独自に)予防的措置を行うことはできるのではないか。	(EPZは原子力安全委員会の定める防災指針に規定されている。現在は半径約8~10km)	当県における原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の見直し・今回の事故を踏まえ、ひとまず半径20~30km圏内を被害想定とし、地域防災計画の見直しを実施。・また、国によるEPZの見直しに伴い、改めて修正。「地域防災計画」の改訂(国によるEPZの見直しに伴う改訂)

大 中 項 項 目 目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
予防対策が対策	19	4 - (1)	行政の事業の継 続	<u>災害対策を行う市町村の機能不全</u> ・岩手県大槌町では、庁舎が津波の被害を受け、町長以下課長クラスの多くの職員が行方 不明となったため、行政機能が麻痺した。	市町村機能不全となった場合の体制整備 ・市町村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立。(特に県にバックアップの役割を) ・県や市町村の施設を臨時的に被災市町村が使用できる体制の確立 ・県や市町村間の人事交流	(市町村については、策定した自治体は把握していない。) 【佐機等理報問、総務報】	<u>業務継続計画の策定</u> ·県及び市町村における業務継続計画の策定の促進 「地域防災計画」の改訂(行政の業務計画の策定に関する追加記載)
	20	4 - (2)	行政の住民情報 等の保管対策	個人情報(住民基本台帳、戸籍)の消失 ・岩手県陸前高田市、大槌町、宮城県南三陸町と女川町の4市町は住民基本台帳のデータが津波により消失。しかし、保守管理業者に数ヶ月以内にバックアップしたデータが残っていた。また、戸籍については戸籍法に基づき法務局にデータを送信していたため、再生手続きが進められている。	個人情報のバックアップ ・住民個人情報(デジタル)等の保存、媒体保管場所の分 散化 ・大規模災害時の個人情報の消失を防ぐ、バックアップシ ステムの構築	・一部の市を除きバックアップデータの分散保存がなされていな	<u>行政機関における個人情報等のバックアップ</u> ・個人情報を含む業務継続のために重要なデータの分散保存の 促進
	21	4 - (3)	民間事業者の事 業継続計画	より当県においても家畜飼料の確保が課題と	<u>畜産事業者の事業継続</u> ・飼料の調達については、災害時のために外国等との輸入協定を締結する。 ・当県の場合、特に飛騨牛生産や酪農に係る飛騨及び東濃地域の対応が問題になると思われるが、輸送手段についてはあらかじめコミュータ空港(注)等を活用した空輸も想定する。 (注)小型機等を使った地域航空便であるコミューター機を発着させる空港	・多〈の農家は、通常、2週間程度の飼料は確保している。 ・飼料の空輸については、農産物の空輸を目的とした「飛騨エアパーク(高山市丹生川町)」の活用が可能。滑走路の構造上、飛行機の使用は小型飛行機に限られる。 【農政部・商工労働部】	<u>民間事業者の事業継続</u> · 畜産事業者の場合、飼料調達に関する協定等の締結、あるいは他都道府県への提供要請の仕組みづくりの検討・その他民間事業者は大規模災害時に事業の継続性維持、被害の拡大抑制を目的とした事業継続計画(BCP)の作成を推進
耐震化対策	22	4 - (4)	防災拠点施設な どの機能確保の ための見直し		防災拠点施設、避難所のより一層の耐震化・特に公共施設である防災拠点施設等については、極力耐震化工事のみとするなどによりその費用を抑えることで実施棟数を増やすなど、耐震性の早期確保により一層取り組むべきである。・避難所となる県有施設については、周辺の他の避難所の耐震化状況を踏まえた検証を行うなど、県有施設の耐震化の優先順位の再検証を行うべきである。	・県有施設について、施設の重要度と危険度を考慮し段階的に 建物の耐震化を実施中。(H27完了予定、残り50棟。) 【都市建築部】	防災拠点施設の耐震化 ・庁舎、警察、病院などの防災拠点施設や避難所の所有者による耐震性の早期確保 ・防災拠点施設や避難所の耐震化優先順位の見直し (1)建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した見直し (2)地域での避難所の耐震化状況を考慮した見直し ・防災拠点施設について、設備機能維持や天井落下の防止対策など、機能を維持するための取組みの実施
				一 <u>沿道建築物の倒壊</u> ·防災拠点施設や避難所に至る道路において、沿道建物の倒壊などがれきの散乱により通行に支障をきたしたことから、沿道建築物の耐震化促進を図るべきではないか。	<u>沿道建築物の耐震化</u> ·震災時に防災拠点施設等への経路確保のため、緊急輸送路沿道建築物についても耐震性が確保されるよう建物所有者に働きかけるなどの取組みをすべきである。	・耐震改修促進法により緊急輸送路沿道建築物として指定される特定建築物について、台帳を整備し継続的な耐震化状況の調査及び指導・助言を実施中。 ・緊急輸送道路沿道建築物として指定される特定建築物について補助を実施中【H18~ 実績なし】【都市建築部】	<u>緊急輸送路沿道の特定建築物への取組みの強化</u> (1)耐震化支援策の更なる周知と指導・助言の強化
				被災地の建築物の被災状況 ・現行の耐震基準に適合する建築物では、揺れによる大きな被害がさほど見られず、これまでの震災経験を生かした建築物の地震対策が効果を見せていると考えられる。 しかしながら、県内の耐震化の進捗状況は	<u>耐震化に関する普及啓発強化</u> ・耐震診断や耐震補強の普及啓発について被害状況や被害予測の紹介などを含めた内容の充実、戸別訪問や幅広い年代への教育、継続した広報など取組み手法の見直しを検討すべきである。	・県、市町村、建築関係団体と連携して以下の事業を実施中 住宅密集地などを対象としたローラー作戦(戸別訪問)による普及啓発 【H21:モデル的に実施、H22:42市町村で実施(訪問総数4,732件)】 新聞広告、テレビ、ラジオやホームページなど様々な広報 媒体により継続的な耐震化周知 出前講座(年平均5件、H16~) ・市町村耐震改修促進計画の作成指導などによる、市町村施 策への指導、助言を実施中【都市建築部】	耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し (1)住宅密集地、緊急輸送路沿道、地震発生確率や地盤特性などの地域特性を考慮した普及啓発の重点地区の選定 (2)幅広い世代への継続的な普及啓発の実施(学校や町内会などの防災教育との連携、耐震改修済建築物の改修済表示制度の検討など) (3)効率的な普及啓発に向けた、県と市町村の役割の明確化と連携の強化
	23	4 - (5)	建築物の耐震化 のための耐震改 修促進策の強化	芳しくない ことから、普及啓発や耐震化補助制度の拡充などより一層の耐震化促進に向けた取組みが重要ではないか。 H20推計値:71%	耐震化に関する補助制度の見直し検討 ・県民の地震対策に対する関心は高まっていることから、この機を逃さずに建築物の耐震化につなげることが重要である。 耐震化に係る経済的負担軽減のための補助制度については、県民の要望に対し予算不足とならないよう柔軟に対応するとともに、補助要件の緩和など制度の在り方についても検討すべきである。	木造住宅耐震補強工事に対する補助 【H16~ 累計584戸 H20:57件、H21:142件、H22:192件】	<u>耐震化に関する補助制度の見直し</u> ·木造住宅の耐震診断や耐震補強について、県民要望に対する的確な予算対応 ·木造住宅耐震補強工事費補助について地域特性や診断結果を考慮した補助要件などの見直し

大 F 項 II 目 E	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
予防対策				<u>特定建築物の取り組み</u> ·不特定多数の利用があり耐震化が遅れている民間特定建築物に対する取組みの強化が必要ではないか。	不特定多数の県民が利用する民間特定建築物の耐震化・県民の生命に大きくかかわるものであることから、耐震化の状況の適切な把握及び耐震化に向けた指導・助言等を行い、指示に従わないものに対しては必要に応じその状況を公表することも検討すべきである。	・現計画に位置付けている指導等に従い、民間特定建築物について台帳を整備し継続的な耐震化状況の調査及び指導・助言を実施中。 ・特定建築物の耐震改修に対する補助を実施中【H18~ 累計 1件】 【都市建築部】	不特定多数が利用する特定建築物への取組みの強化 (1)耐震化支援策の更なる周知と指導・助言の強化 (2)耐震化の状況を踏まえた公表手法の検討
	24	4 - (6)	造成地の地滑り や液状化などの 宅地被害への対 応	宅地被害の状況 ・宅地に関する被害として液状化や造成地での地滑り被害が広範囲に発生し、建物の損傷が軽微でも使用できなくなった建物が多くあった。	宅地被害への対応 ・液状化の発生の恐れや古い造成宅地の盛土部分の地滑り被害など、液状化及び盛土造成地の地震被害の可能性について、実際の被害状況や液状化危険度マップを有効に活用するなどにより、より広く県民に周知すべき。	液状化危険度予測の公表(危機管理部門 岐阜県東海地震等被害想定調査(平成15年7月公表) インターネットでの公表、データの各種広報への活用) [危機管理部門]	宅地被害の周知 (1)液状化が引き起こす宅地被害について、発生予測データの活用や過去の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育 (2)宅地被害への備えとしての事前対策(擁壁・法面、敷地排水施設の点検や生活物資の備蓄など)に関する周知
	25	4 - (7)	県民の「命」を守 るための多様な取 り組みの推進	<u>耐震化の底上げの必要性</u> ・地震による被害軽減のためには住宅の耐震 化目標(平成27年 耐震化率:90%)へ向けた 取り組みが重要ではあるが、耐震化率とは別 に命を守ることに主眼を置いた簡易補強などを 考慮した取組みについても検討してはどうか。	一耐震化の簡易補強等の推進 ・現在の目標に設定している耐震化率 ¹ という視点とは別に、災害発生に対する最低限の目標性能水準を設定すべきではないか。 この目標性能水準の設定においては「命を守る」を主眼に、耐震シェルター、部分補強や簡易補強なども含め将来的な耐震化を前提として検討すべきである。 1(昭和56年6月1日以降に建設されたもの+耐震診断により耐震性が確認されたもの+耐震改修・建替えにより耐震化したもの/総数)	・木造住宅における簡易補強への補助を実施(H21から) (補助の条件: ~ のいずれかに該当し家具転倒防止対策 を同時実施するもの。 昭和45年以前着工 高齢者のみ世 帯 障がい者同居世帯 多雪区域内)【都市建築部】 (簡易補強とは) 国土交通大臣の定めによる耐震診断方法により、評点0.7 未満であるものを0.7以上とし、かつ0.3以上あげる補強工事。(評点1.0で「一応倒壊しない」と評価されるもの)	「命」を守るための多様な取組みの推進 ・木造住宅の簡易的な補強について、岐阜県耐震改修促進計画への位置付けと、活用に向けた積極的な取組み ・県民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、県民の命を守る視点からの建築物に関する新たな防災手法の検討
	26	4 - (8)	公共インフラの耐 震化	<u>道路の被災</u> ・揺れ、液状化による道路の被災	<u>緊急輸送路の対策</u> ·緊急交通路となる道路の被災の最小化と復旧の迅速化·緊急交通路となりうる道路を想定し、耐震補強を推進 ·復旧の迅速化のため、専門家による被災情報把握や資機材や労務提供が可能な会社との応援協定締結	・県管理道路における緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁について耐震対策を推進。 ・建設・運用中の治水ダムは、耐震基準に基づき設計されており、耐震化対応済み。 ・河川管理施設である排水機場については、県管理の4箇所のうち3箇所について、耐震化対応済み。【県土整備部】	<u>緊急輸送路の対策</u> ·緊急輸送路となる道路の被災の最小化と復旧の迅速化 ·緊急輸送路の耐震補強の推進 ·復旧の迅速化のため、専門家による被災情報把握や資機材や 労務提供が可能な会社との応援協定締結
	27	4 - (9)	検	地震発生後の農業用ダムによる被害 ・強い揺れで農業用ダムえん堤決壊の事例があった。 (福島県須賀川市勝沼湖でかんがい用のダムが地震直後に決壊し、20戸が流出・全壊、7人が死亡、1人が行方不明となった。)	農業用防災ダム等の総点検 ・県内の全てのダム、えん堤の防災対策総点検 ・液状化の予測と照らし合わせた形で点検を行うべきではないか。	1.農業用ダムの現状 県内の農業用防災ダム、ため池(以下ため池等)は2,477 箇所存在(H23.4現在) 岐阜県内でダム基準に相当する堤高15m以上のため池等 は44箇所 堤高10m以上15m未満のため池等443箇所 堤高10m以上15m未満のため池等443箇所 堤高10m以上のため池等1,990箇所 2.農業用防災ダム等の点検について (1)県では堤高10m以上のため池等(+)やかんがい面積20ha以上のため池等を定期的(5年毎)に点検しているほか、それ以外のため池等を定期的(5年毎)に点検している。 (2)震度4以上の揺れが観測された場合の対応・堤高15m以上のため池等()を管理者(市町村)において即時点検を行い県に報告することとしている。 (3)震度5弱以上の揺れが観測された場合の対応・堤高10m以上のため池等(+)や貯水量10万m3以上のため池について、管理者(市町村)において即時点検を行い県に報告することとしている。 3.点検に基づく防災対策について・点検の結果、堤体や余水吐、取水施設等の老朽化により改修が必要な施設は344箇所存在し、計画的に改修を進めている。 ・改修にあたっては、下流に民家や公共施設等のあるため池等92箇所を優先しているほか、短期間に全ての改修はできないことから、防災マップ(「ため池防災マップ」)を作成している。 【農政部】	農業用ダムの総点検 ・県内全てのダム、えん堤の防災対策総点検 ・液状化危険度と照らし合わせた点検(事前・事後)

通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
28	4 - (10)	管の強化	大容量送水管の被害 ・宮城県で被災した広域水道水用水供給事業の経験から、大容量送水管の強化が必要。 ・今回の震災では、187市町の水道施設が被 災し、一時約220万戸が断水した(厚生労働省 調べ)。	大容量送水管の強化 ・バックアップ管整備の現行計画を前倒し実施することが望ましい。	・県営水道送水管のバックアップ化(二重化)と耐震化については、優先度の高い管路から順次整備する。(平成23年度調査設計)【都市建築部・薬務水道課】	大容量送水管の強化 ・大容量送水管のバックアップ化(二重化)と耐震化の促進
29	4 - (11)	意識啓発の強化		ための活動(特に若い世代に浸透するような活動)を推進する。 ・特に、想定孤立集落への啓発活動を展開すべき・・岐阜県内の活断層等地震想定場所(活断層図)の提示・活断層図活用による認知度向上については、大縮尺の	・岐阜県では、平成21年度から「自助実践200万人運動」として、大規模な防災啓発キャンペーンを実施している(23年3月まで参加者約65万人)。・今年度は濃尾地震発生から120年の節目であるので、10月に地震防災フォーラムの開催、地震体験車を県内各地に派遣する圏域リレーキャンペーンを実施するなど、年度後半に地震防災を重点に普及啓発を展開する予定。 【危機管理部門】	<u>意識啓発(災害伝承)の強化</u> ・災害教訓の伝承、意識啓発の強化 重点項目(1)若い世代への啓発 (2)孤立集落の想定に関する 周知 ・活断層の位置のみではなく、揺れの予測をセットで行う意識啓発 ・内陸地震最大級の地震である濃尾地震の災害教訓の活用 「地域防災計画」の改訂(災害履歴、教訓の記載) 学校での防災教育の推進 ・学校の教育における防災教育の位置づけ
30	4 - (12)	日七月辺の危険 度把握 	自宅周辺の危険度把握の重要性 ・自宅周辺の危険度把握の重要性 ・自宅周辺の環境の把握には活断層のみならず、地震により発生すると考えられる堤防の決壊もあり、海抜の低い地域も含め自宅周辺の河川との関係を把握しておく必要がある。(新しい住宅地が増加し、住民が過去の災害をどれだけ把握しているか疑問)	<u>自宅周辺の危険度把握の研修会の実施</u> ・自治体ごとに住民全体が、地形の特徴と考えられる災害を把握できる研修会・訓練を行う(災害図上訓練:DIG(ディグ)など)。それにより避難場所を確認し、避難経路を考える。	・岐阜県では、平成16年度から地域における訓練として「災害図上訓練(DIG:ディグ)」の普及に努めてきた。・16年度からDIGの指導者養成研修を毎年実施し、平成22年度までに1,128人養成し、42市町村中32市町村で実施している。【危機管理部門】・県内河川の浸水想定区域図をポータルサイトで情報提供している。また、市町村による洪水八ザードマップ作成の支援を実施している。・土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害ハザードマップ作成の支援を実施。【県土整備部】	<u>災害図上訓練の普及促進</u> ・自宅周辺の危険度を把握する研修会の実施の促進。
31	4 - (13)		より)		・地域における防災訓練(消火、救助、炊き出し等災害時に想定される業務の技術習得訓練の実施)は、H18~22年度で42市町村中40(95%)で実施・災害図上訓練(DIG)は、H18~22年度で42市町村中32市町村で(76%)で実施[市町村・危機管理部門]・公立学校(園)における防災訓練の状況(734校対象 平成21年度実績) 災害対応マニュアルを作成している。100.0%防災訓練を年間1回実施している。9.3%年間2回実施している。38.6%年間3回以上実施している。52.0%消防署と連携して防災訓練を実施している。90.1%PTA・保護者と連携して防災訓練を実施している。26.3%[県教育委員会]	<u>実践的な防災訓練の実施</u> ・避難所を含めた地域全体の防災拠点や危険箇所、避難ルー を確認する図上訓練の普及促進
32	4 - (14)	承を支える地域コ ミュニティ	地域コミュニティの希薄化 ・(地域防災に不可欠な)近所つきあいが希薄化してきたことにより、隣に誰が住んでいるか分からない状態であり、地域防災力の低下が懸念される。 自主防災組織加入率は、岩手72.5%、宮城85.0%、福島82.9%(H22.4.1消防庁調べ)	<u>コミュニティの活性化</u> ・住民同士の救助が可能となるよう住民間のコミュニケーション向上に向けた検討が必要 岐阜県における自主防災組織加入率は92.8%(H22.4.1消防庁調べ)	・平成23年度から新設した地域安全室では、当面の取組として、地域の絆の再生や地域の支え合い・助け合いの仕組みづくりなど、県民を孤立させない地域づくりのあり方について、地域の関係機関・団体が意見交換を行う「絆再生による安全・安心な地域づくり懇談会」を県内5圏域毎に開催するとともに、地域において社会的に孤立した状況にある県民の生活実態や支援ニーズ等を把握するための実態調査を実施。【環境生活部】	<u>コミュニティ活性化による地域防災力の強化</u> ・避難所運営に関し、地域コミュニティが果たした役割の啓発 ・自主防災組織への加入促進

大 項 目	中 通 番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
予防対策	方 災 数 33	4 - (15)	自治会の未加入 者問題	多〈の自治会の未加入者 ・自治会の加入率が低下し、若者世代の地域との関係性が希薄傾向にあるため、地域で実施される防災訓練や行事の情報が行き渡らない。 ・未加入者には行政が発行する広報誌等も手元に届かない現状があり、防災情報等の周知のあり方を検討する必要がある。	<u>自治会未加入者への情報周知</u> ・自治会未加入者及び若者世代への情報周知を図る。	・県では、平成21年11月から「地上デジタル・データ放送」を活用して、自宅のテレビで365日・24時間、いつでも情報入手できるサービスを導入し、その認知度、利用向上のためのPR活動を全県で展開中である。・・県ホームページのトップページ上に「緊急情報枠」を設置し、県民生活に直結する災害や危機事案及びそれらに対する県の支援などの情報をリアルタイムで提供している。【秘書・広報部門】	<u>意識啓発の強化</u> ・コンビニ、ファミレス等若者が立ち寄るスポットでの啓発資料の配布
	34	4 - (16)	消火活動体制の 強化	<u>多数の火災発生</u> ・今回の震災における焼死は死因全体で1.1%(~4/11 警察庁調べ)であるが、148人もの人が犠牲になった。火災は1都11県で313件発生した。(消防庁調べ。5/26時点)	<u>消火活動体制の強化</u> ・東海・東南海地震は断層が陸域に近く、今回の震災よりも高い震度の揺れが増え、広域な延焼火災も考えられる。 ・消火活動が難しい住宅密集地が、岐阜市等の大きな街に存在する。延焼被害は二次災害の中でも大変深刻な災害となるため、住民らによる高い初期消火機能を有する自主防災組織とすることが強く期待される。 ・既存の井戸を含めて適度に井戸を配置し、緊急時には一般住民が簡単に利用できる制度を整える。飲み水に使えなくても、避難所生活の維持にも大いに役立つと考えられる。	・消防水利の確保については、「市町村は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする」としている(地域防災計画) 【危機管理部門】	<u>地域の消火活動体制の強化</u> ・自主防災組織による実践的な消火活動の促進 ・消防団の入団促進 ・地域における水利の多様化(井戸の再確認と新たな配置の検討など)
0 f c 耳 交	その也の予方対策 35	4 - (17)	孤立化の防止	を受けた11市町村の計194カ所で、最多で1		・県内の孤立予想集落のうち、県管理道路に起因する区間の道路防災対策を実施中。 ・県では、避難施設やヘリコプター離発着可能候補地といった詳細情報を記載した「孤立予想集落台帳」を整備し、毎年更新を行っている(孤立予想集落数:515集落(H22))・ヘリの統括的管理体制は「災害対策マニュアル」において定めており、「ヘリ統括チーム」で実施する。 【危機管理部門、県土整備部】	<u>孤立集落対策の推進</u> ・ヘリコプターの統括管理体制(「ヘリ統括チーム」)の強化 ・道路防災対策の推進
	36	4 - (18)	避難所の指定	1箇所以上が津波、浸水被害にあった(岩手、 宮城、福島3県。 共同通信 6/10)。	<u>避難所の指定見直し</u> ・災害毎(地震、風水害)の避難所指定を考慮する必要がある。 ・地域で災害ごとの図上訓練をシミュレーションし、県民が避難所の情報共有をすることが重要・県内、また県域外の広域的な避難体制として避難所の提携・確保(広域避難体制の整備)が必要・運営方法の見直し(運営は民間、後方支援は行政など)・大規模災害時に市町村あるいは県の枠にこだわらず、住民が避難できる利便性の良い避難所を安全に提供できるよう事前に県で調整し確保する。	・避難所及び避難場所の指定は、市町村で定める(県地域防災計画で規定)。・県地域防災計画では「広域避難場所」「一時避難場所」「災害時要援護者に配慮した二次避難所(福祉避難所)」などの設置について記載 【危機管理部門・市町村】	<u>避難所の指定の見直し</u> ・市町村における災害毎(地震、風水害)の避難所指定の総点検 ・市町村における避難所運営方針の見直し

大 F 項 I 目 E	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
予防対策	ָּ - - - - - - - - - - - - -	4 - (19)	要援護者支援	<u>災害時要援護者の被害</u> ・災害による影響は、健常者以上に災害時要 援護者(お年寄り、障がい者、外国人等)への 負担は大きい ・停電による呼吸器等在宅療養機器の電源喪 失	<u>災害時要援護者支援対策の推進</u> ・災害時要援護者へのきめ細い支援が必要 ・高齢者や障がい者の避難行動の支援策の策定 ・要援護者リストや要援護者支援マップ、自治会名簿などを活用し要援護者のも数据を実践する仕組みが必要	・県と市町村と連携し、高齢者、障がい者等の災害時の避難支援対策の整備充実を図っている。 ・県は、平成14年に市町村における支援の手引きとなる「災害時要援護者支援対策マニュアル」を作成し、さらに平成22年には、「共助」による災害時要援護者の避難支援対策を強化するため「災害時要援護者・支援対策に関する市町村地域福祉計画等策定マニュアル」を策定している。・市町村の災害時要援護者支援の基礎となる「全体計画」の策定状況・・・42市町村で策定済み(平成23年3月末) 災害時要援護者名簿の整備・・・42市町村中30市町村で策定済み(平成23年9月末) 災害時要援護者マップの整備・・・42市町村23市町村で整備済み(平成22年9月末)・平成22年度は、「全体計画」が未策定となっている市町村を対象とした勉強会を開催。また、県内自治体の災害時要援護者支援対策の情報共有を図った。【危機管理部門・健康福祉部】・要援護者利用施設に関連する砂防施設の重点整備を図っている。・・土砂災害警戒区域等の指定の過程において、要援護者利用施設の管理者等に危険箇所を周知している。【県土整備部】	・災害時要援護者支援対策マニュアルの見直し ・市町村における災害時要援護者支援対策の推進 (1)全体計画の策定 (2)災害時要援護者名簿の整備
	38	4 - (20)	老人福祉施設で の対策	<u>老人福祉施設の防災体制</u> ·老人福祉施設での耐震診断、災害整備品の チェック	老人福祉施設の防災体制の整備 ・耐震診断の実施 ・福祉避難所の再確認 ・老人福祉施設協議会の圏域支部単位での防災互助協定のチェック ・食料の他、懐中電灯、ラジオ、電源確保のチェック	・県として、平成20年度に引き続いて、老人福祉施設等の耐震 状況を調査中。 ・今後は耐震上問題のある施設の耐震化を推進する。 なお、グループホームについては、平成23年度「防災改修等支援事業費補助金」を活用して、耐震化に取り組んでいる。 【健康福祉部】	老人福祉施設の防災体制の整備 ・耐震診断の実施 ・福祉避難所の再確認 ・老人福祉施設協議会の圏域支部単位での防災互助協定の チェック ・食料の他、懐中電灯、ラジオ、電源確保のチェック
	39	4 - (21)	被災時の在宅介 護に関する対応	<u>在宅介護者対応方針の不備</u> ·在宅介護者に関する対応方針を予め定めて おくことが必要	<u>在宅介護者対応方針の整備</u> ·事業者に短時間巡回介護の力を付けておき、ケアミニマムを食事、排泄、離床に限って実行する。 ·情報の共有化:緊急時の情報の1本化 ·行政か社協かどこが責任を持って指示を与えるかを確定する。	・県内関係8団体と連携し、在宅介護に関する対応方針(情報の共有を含む)を定めることとしている。・短時間巡回介護については、被災時においても対応できるよう、平常時から県内全域の普及に努めている。 【健康福祉部】	<u>在宅介護者対応方針の整備</u> ・短時間巡回介護能力の向上 ・災害時の情報の共有化
	40	4 - (22)	介護ボランティア	<u>介護ボランティアの受け入れ方針の不</u> <u>備</u> ·介護ボランティアの受け入れ方針が必要	介護ボランティアの受け入れ方針の策定 ・受け入れ時のマニュアル作成 ・2級以上の有資格者を募集 ・同じ人が1週間滞在、休暇、1週間滞在を繰り返す	・県内関係8団体と連携し、介護ボランティアの受け入れに関する基本的な方針を定めることとしている。 【健康福祉部】	<u>介護ボランティアの受け入れ方針の策定</u> ·受け入れ時のマニュアルの作成

大 F 項 I 目 E	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
予防対策	ן ל		要援護者の防災 用住居マップにつ いて	要援護者の安否確認 ・震災時など、迅速な要援護者の安否確認 がまず必要である。	でできる状態であるので、地域包括支援センターの働きかけで、自らの避難経路や避難場所を日頃から心得ておける状況を作り出すと効果的。老人会や自治会に協力を求め、地域ぐるみの取り組みが有効。・支援者は、フォーマルのみならずインフォーマルな人的資源を活用できるような地域システムを構築できると良い。・社会福祉協議会が本来の地域福祉事業に本腰を入れると共に、行政をはじめ専門職が一体となって推し進められると効果的であると考える。・さらに、各自治会単位で「自主防災会」が組織化されて	災害時要援護者名簿の整備 ·・・ 42市町村中30市町村で 策定済み(平成22年9月末) 災害時要援護者マップの整備 ·・・ 42市町村23市町村で 整備済み(平成22年9月末)	(3)災害時要援護者マップの整備
	42	4 - (24)	情報集約システム	<u>被災情報の把握と共有</u> ·被害·対処状況を一元管理できる情報集約システム(市町村内での情報共有と県への報告が同時に行えるシステム)の開発及び運用	被災情報の地図情報による共有 ・県域統合型GISにより、各市町村に被害情報入力用レイヤーを割り当て、被害状況・対処状況の入力及び閲覧ができるようなシステムを構築してはどうか。 災害時においては、情報受信を行う部署が多岐にわたることから、情報の重複や欠落を招くことになる。このようなシステムにより、市町村内での情報共有が可能になれば、的確な対処につながるとともに、県に対する報告も同時に行えるようになるのではないかと考える。	・岐阜県では、「被害情報集約システム」を構築し、市町村の被害情報を他の市町村、県本部で共有し、迅速な情報共有と集約に努めている。 ・現行の「被害情報集約システム」は、県域統合型GISにリンクさせ、被害の位置情報を集約できるシステムとしている。 【危機管理部門】	災害対応マニュアルに基づく情報収集体制の周知徹底 ・被害情報集約システムの効果的な運用 ・GISによる連携を基にした被害情報集約システムの運用の周知、訓練の実施
	43	4 - (25)	通信手段の確保	大規模な通信麻痺 ・被災地では、固定電話、携帯電話の通信制限のほか、携帯電話の基地局の被災など、広範囲で通信麻痺が発生した。	<u>通常通信手段が停止した場合の情報伝達体制の</u> <u>確保</u> ·衛星携帯電話等の設置の促進	・衛星携帯電話を整備している市町村 42市町村中19(45%) [市町村] ・危機管理部門、振興局、土木事務所に衛星携帯電話を整備している。[危機管理部門]	<u>非常用通信の充実</u> ·衛星携帯電話の導入促進
	44	4 - (26)		<u>住民への情報提供ツールの被害</u> ・住民への主要な情報伝達ルートである市町村防災行政無線の被害があった。大槌町は7割、宮古市は4割弱、釜石市が3割が機能しなかった(岩手県)	住民への情報伝達ルールの多重化 ・国 県 市町村 住民 特に、住民への情報提供の多	・県では、平成21年11月から「地上デジタル・データ放送」を活用して、自宅のテレビで365日・24時間、いつでも情報入手できるサービスを導入し、その認知度、利用向上のためのPR活動を全県で展開中である。・・県ホームページのトップページ上に「緊急情報枠」を設置し、県民生活に直結する災害や危機事案及びそれらに対する県の支援などの情報をリアルタイムで提供している。【秘書・広報部門】・防災無線を整備している市町村 42市町村中41(98%)東白川村は、住民への情報提供ツールとして、CATV(ケーブルテレビ)網を活用。【危機管理部門・市町村】	・県、市町村における災害時の情報伝達手段の多重化
	45	4 - (27)	事業者による二次被害		する必要がある。	・ガソリンなどの危険物や高圧ガス、液化石油ガス(LPG)、火薬類などの取扱い施設については、市町村(消防本部)で把握している。 【危機管理部門】 ・水質汚濁防止法により規制のある有害物質の取扱施設については、施設の把握と定期的な立入指導を行っている。 ・貯蔵施設等については法的な届出義務は無いが、有害物質や指定物質による水質汚濁事故等を引き起こした場合には、水質汚濁防止法により応急措置と知事への届出が義務づけられている。【環境生活部】	<u>事業所の危険性把握</u> ・県と市町村が把握する情報の共有

大中項項目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
八項目 <mark>応急対策 </mark>		5 - (1)	災害医療計画の 見直し(医療圏、 医療の指揮・命令 系統)	<u>医療の指揮・命令系統</u> ・東日本大震災では、DMATが集まりすぎていて、右往左往して役に立たなかった。必要度が変化していくことも理解していく必要がある。	医療圏の見直し、医療の指揮命令系統の明確化・岐阜県内の多数の傷病者が出る様な災害において、二次医療圏を遥かに超えた対応が必要。・災害医療計画を根本的に見直し、県外のDMAT隊も含めた県レベルでの医療の指揮・命令を整備する必要がある。・医師に関するコーディネーター、コマンダー(指揮者)の養成をする必要がある。	チームを設置(責任者 健康福祉部長、副責任者 健康福祉部次長) ・医療救護チームは、DMATの派遣等、災害時の医療救護体制の確保と医療機関との調整を実施することとなっている	医療救護の調整機能の更なる強化 ・岐阜県医師会の協力のもと、コーディネーター制度を構築する。 ・圏域別災害医療コーディネーターの配置 医療の専門知識に加えて県内地域の地理に詳しく、消防・自衛隊・警察などと連携して医療救護体制の調整ができる人材を「圏域別災害医療コーディネーター」に委嘱。 県災害対策支部に配置。またコーディネーターを補佐する仕組みとして、保健医療に携わる者や行政職が入った多職種によるチームも構築する。併せてコーディネーター育成を実施。 ・岐阜県災害医療コーディネーターの配置 災害医療の全県的調整を行う「岐阜県災害医療コーディネーター」を委嘱し、県災害対策本部に配置。圏域別同様、コーディネーター」を委嘱し、県災害対策本部に配置。圏域別同様、コーディネーターを補佐する仕組みを構築する。
	47	5 - (2)	災害医療計画の 見直し(計画対象 期間)	おり、避難者所には多くの医療を必要する人	<u>医療救護計画の対象期間の見直し</u> ・避難所には認知症患者や要介護者の方もいることを踏まえると、避難所が開設されている間は、医療救護計画の対象期間とすべきである。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」では、医療救護の 実施期間は、「発災後における応急措置が概ね完了するまでの 間」としている。【健康福祉部】	<u>医療救護計画の対象期間の再検証</u> 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」の改訂
	48	5 - (3)	患者医療情報の 集約・維持・共有	<u>患者の医療情報の喪失</u> ・病院等の被害において、患者の医療情報が 失われ継続できないため、避難所の医療がせ つな的なものになっている。	患者医療情報の集約・維持 ・患者医療情報を病院単位ではなく、統一されたサーバ等で集約的に維持する仕組みが有効である。 例えば、「GEMITS/MEDICA」がそれを行える。 ・既住歴や投薬歴といった患者の医療情報について、災害時に喪失しないようバックアップ体制を確立することが必要である。	・現状において、未対策。【健康福祉部】	<u>患者医療情報の集約・維持</u> ・病歴や投薬歴等などの個人の医療情報を保存する方法と災害時の活用手順の検討。
	49	5 - (4)	各種被害状況の 把握と情報提供	被害状況の把握と共有 ・日本医師会災害医療チーム(JMAT)が活動 する際に、日本医師会と県医師会との間の情報伝達がうまくいかなったことにより、現地の状況が把握できなかった。	<u>被害状況の把握と共有</u> ・社会インフラ(道路、鉄道、電気、水道)の被災状況把握と情報提供の迅速化 ・収集情報を一元化する防災体制時の組織構築とシミュレーション ・被災地域の情報の共有化、一元化	・岐阜県では、災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に県内の災害情報を収集・集約・公表する「災害情報集約センター」を設置する。災害発生直後は2~3時間程度を目処にプレスリリースし、迅速な公表・共有に努めている。【危機管理部門】	<u>情報収集・集約体制の強化</u> ・被災地のニーズ等現場情報の確実・迅速な情報の集約、本部 における把握の仕組みづくり。
	50	5 - (5)	防災行政無線の 活用	情報収集ツール(防災行政無線)の特性 ・防災行政無線は整備されているが、上から下に一方通行で、現場から情報を上げる仕組みがない。(無線ルートによる情報伝達・収集の確保)	<u>情報収集ツールの活用方法</u> ・救命活動や物資のニーズなど把握のため、地域内や学校区内ぐらいの範囲で情報収集が可能であることが必要	米口川竹は、圧氏、切用取提供ノールとして、しれい(ノーノ)	<u>情報収集・集約体制の強化</u> ・被災地のニーズ等現場情報の確実・迅速な情報の集約、本部における把握の仕組みづくり、非常用回線を有する民間企業の活用による情報収集体制の強化 ・情報の集約や発信について、整備しているシステムが実際に有効に機能するのか、ということの再点検、検討。
	51	5 - (6)	緊急時医療応援 体制の確立	<u>緊急時医療応援体制の不備</u>	医療応援体制の確立 ・緊急時医療応援体制の確立、リストづくり ・日本医師会災害医療チーム (JMAT)の派遣に備え、ある程度のもの(薬品・機器)が揃った簡易診療所リストがあると便利	・災害医療分野における体制整備は「岐阜県地震災害等医療 (助産)救護計画」において定めている。これに基づき県と市町 村は連携して医療救護活動に取り組むこととしている。【健康福 祉部】	<u>緊急時医療応援体制・手順等の点検・再整理</u> 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」の改訂 「岐阜県災害時広域受援計画」の改訂
	52	5 - (7)	医療拠点のインフ ラ整備(把握)	<u>医療拠点の把握体制の不備</u> ・医療拠点のインフラの把握	医療拠点の把握 ・災害拠点病院が被災して近寄れない場合の対応が必要 ・インフラとしての地域の診療所等のリスト化・拠点病院以外の周辺の大きな病院同士の連携の検討	・各市町村は、災害時における医療インフラとして診療所等を必要に応じて指定している。【市町村】	医療拠点の把握と連携 ・被災した医療機関のライフラインを優先的に復旧する仕組みの検討 ・拠点病院以外の周辺の大きな病院同士の連携の検討
	53	5 - (8)	大規模商業施設	<u>大規模商業施設に関する(医療)体制の</u> <u>不備</u>	<u>大規模商業施設の医療体制整備</u>	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」に基づき、県と市町 村は連携して医療救護活動に取り組むこととしている。 【健康福 祉部】	<u>医療救護体制の強化</u> ・大規模商業施設にも対応可能な医療救護体制の整備の検討

大 項 項 目 目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
·項目応急対策	54	5 - (9)	広域医療拠点の 見直し	広域医療拠点の機能維持 ・災害拠点病院そのものが被災することも想定した上で、被災地域医療における指揮・命令系統の喪失を防ぐ必要がある。・災害拠点病院について、現状の自家発電装置や貯水槽の再点検を行い、ライフラインが断絶した場合、最低限の機能が維持できるかを把握しておく必要がある。・災害拠点病院に対する燃料・水などの優先供給の仕組みを構築する必要がある。	広域医療拠点の見直し ・大規模震災を踏まえ、災害拠点病院、救命救急センター自身が被災した場合に備え、拠点機能をバックアップできる体制の整備が必要である。・災害拠点病院などの医療機関に対し、医療機能調査の実施が必要である。 災害時における医療従事者の確保可能数自家発電能力などのライフラインの状況 バックアップ体制 等・災害拠点病院に対する燃料・水などの優先供給の仕組みを構築する必要がある。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」において、市町村内では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、県総合医療センターをはじめ圏域ごとに6つの災害拠点病院と、それに並行して救急救命センターも位置付けている。 【健康福祉部】	災害拠点病院の位置付けの明確化と機能維持 ・被災地域における指揮・命令系統を整理するため、災害拠点病院と救命救急センターとの役割の違いを踏まえ、災害拠点病院の位置付けの明確化を図る。 ・位置付けを整理した後、被災地域における指揮・命令系統の喪失を防ぐため、バックアップ機能として、災害拠点病院の追加指定を検討。 ・災害拠点病院などの医療機関に対し、災害時における医療従事者の確保可能数や自家発電能力などの医療機能調査の実施。 ・上記調査に基づき、非常用電源設備等の整備を実施。・災害拠点病院に対する燃料・水などの優先供給の仕組みの構築。
	55	5 - (10)	発災後の時系列 に応じた医療提供 体制の構築	フェーズの変化 ・発災後の各フェーズにおける医療提供に対する重要度・ニーズが異なるため、被災地の状況を把握し的確に対応する必要がある。 急性期(外傷対策) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	フェーズごとの医療ニーズを踏まえた活動 ・被災地の救護所等における各フェーズごとの医療ニーズを踏まえた医療救護活動方法を整理する必要がある。 ・亜急性期以降の医療救護活動の充実が必要である。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」及び「災害時保健活動マニュアル」に基づき、県と市町村は連携して医療救護活動に取り組むこととしている。【健康福祉部】	<u>亜急性期(感染症等対策)以降の医療救護活動方法の</u> <u>点検・再整理</u> 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂
	56	5 - (11)	大規模災害時に おける医療機関 間の患者搬送体 制の整備	<u>災害拠点病院の対応能力不足</u> ・災害拠点病院等が被災又は対応能力不足と なった場合の対応が必要。	災害拠点病院の対応能力不足の場合の対応 ・被災地から非被災地への医療機関等へ患者を搬送する手段の確保が必要。 ・搬送先(受入先)の医療機関とのマッチング手法や搬送する患者の状況に応じた搬送手段・手順の整理が必要。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」及び 「岐阜県災害時広域受援計画」に基づき、患者搬送を実施することとなっている。 【危機管理部門、健康福祉部】	<u>広域医療搬送手法の点検・再整理</u> 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂 「岐阜県災害時広域受援計画」の改訂
	57	5 - (12)	DMAT編成·運用	<u>DMATの効率的な運用</u> ・DMAT等応援医療チームの効率的な運用。	<u>DMATの活動内容等の整理・点検</u> ・大規模災害に備え、統括DMAT指揮内容やDMATの 活動内容、必要数等を整理しておく必要である。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」、「岐阜DMATの派遣に関する協定」及び「岐阜DMAT設置運営要綱」に基づき、DMATは医療救護に取り組むこととなっている。【健康福祉部】	<u>DMATの指揮体系の点検・再整理</u> 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂 ・必要に応じたDMATの計画的な補強の実施。
	58	5 - (13)	医療救護班の編 成・運用	<u>停電、燃料不足条件での医療活動</u> ・停電、燃料不足等悪条件下の医療支援体制 の確保。	DMAT、医療救護班への燃料・水供給の整理 ・災害拠点病院等の医療機関やDMAT、医療救護班に 対する燃料、水等の優先供給に関する手順を整理する 必要がある。	・現状について、未対策。 ・県は、県石油商業組合と石油、軽油、灯油の確保について協 定を締結済み。【健康福祉部、商工労働部】	燃料、水供給の優先供給の整理 ・石油類燃料の優先供給に係る協定の見直しなど、医療機関や医療車両等の緊急通行車両への重油、ガソリン等の優先供給の仕組みの構築。
	59	5 - (14)	ドクターヘリ	<u>ドクターヘリの運用方法の未整理</u> ・大規模災害時におけるドクターヘリの効率的 な運用について未整理	<u>ドクターヘリの運用の整理</u> ・ドクターヘリにおける指揮命令系統、DMATとの連携方法等を整理してお〈必要がある。	・「岐阜県ドクターへリ運用要項」に一部規定 【健康福祉部】	<u>ドクターへリの活用方法・手順等の整理</u>
	60	5 - (15)	分娩医療施設の 確保対策	<u>分娩医療施設の確保対策の未整理</u> ・災害時における分娩医療施設の提供・確保 について未整理	<u>分娩医療施設の確保対策の整理</u> ・分娩可否についての情報集約を行い、受け入れを可能 とするためのネットワークの構築・活用が必要である。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」では未整理。 【健康福祉部】	<u>分娩医療施設の確保対策の整理</u> ・災害時を想定した産科医療機関ネットワークの構築。 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂
	61	5 - (16)	原子力災害における医療救護体制(放射能対策含む)	<u>県域を越えた原子力災害の発生</u> ・原子力災害が発生した場合の医療救護体制が未整理	原子力災害における医療救護体制の整理 ・患者の状況に応じた現実的な対応を想定し、予め受入機関を選定してお〈必要がある。 ・放射線専門医師・技師の派遣、臍帯血の迅速供給など必要な放射線対策の整理が必要である。 ・被ば〈した場合、県外の緊急被ば〈医療機関、放射線障害専門病院への搬送を行うことになる。搬送に際し必要となる設備等を消防機関や災害拠点病院などに配備することを検討する必要がある。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」では未整理。 【健康福祉部】	原子力災害における医療救護体制の整理 ・被ば〈治療可能施設の事前調査の実施。 ・県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合も想定し、広域搬送体制を含めた傷病者搬送体制の構築。 ・放射線専門医師・技師の派遣、臍帯血の迅速供給など必要な放射線対策手順の整理。 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂 ・搬送の際に必要となる除染設備・防護服等の整備。

大 項 目 目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
	62	5 - (17)	被災時にも有効な 情報発信・連絡手 段の確保	<u>情報発信・連絡手段の不備</u> ・東日本大震災では、携帯電話、インターネット 等が使えず、被災地における医療ニーズ等の 把握困難な状況が発生した。	医療ニーズを把握する非常用通信の確保 ・被災地における医療ニーズ等の把握手段の確保が必要。 ・災害拠点病院、保健所、災害医療関係機関、医薬品提供機関等において、災害時でも有効に活用できる通信手段の確保が必要である。 ・医療救護班の現地情報の共有化やスムーズな情報伝達系統の確立が必要である。	·行政機関及び県立病院との間を結ぶ防災無線のみ整備。 【危機管理部門·健康福祉部】	医療ニーズを把握する非常用通信の確保 ・被災地内、被災地と非被災地間の通信体制の確保。 ・被災地域での通信手段として衛星携帯電話を県で整備し、医療救護班が出動する際に貸与することなどの検討。 ・災害拠点病院、保健所、災害医療関係機関、医薬品提供機関等にも災害時の通信手段として衛星携帯電話を整備することの検討。 ・情報通信体制の多重化の検討。
応急対策の策	基度 63	5 - (18)	大規模な広域医 療搬送体制の整 備	広域医療搬送拠点の未整理 ・同時に多数の重症患者が発生した場合においては、県内の医療機関だけでの治療は困難な場合が想定されるため、県内の災害拠点病院等から県外等の被災地外への患者搬送手段の確保を図る必要がある。	<u>広域医療搬送拠点(SCU)の整理</u> ・ヘリ等による空路での搬送手段の確保を図るため、県内広域医療搬送拠点(SCU)の確保を検討する必要がある。	・県外への搬送が必要となるなど、大規模な災害を想定した広域搬送拠点は県内では設置なし。 【健康福祉部】	<u>広域医療搬送拠点(SCU)の整理</u> ・周辺県の広域医療搬送拠点(SCU)の把握と県内の広域医療 搬送拠点の確保の検討。
	64	5 - (19)	医薬品、輸液、治療用ガス、手術 具、医療用水等の 確保・供給対策	<u>医療に必要な医療品・器具等の不足</u> ・東日本大震災では、通信網の遮断や、重油・ガソリンの供給停止、道路網の寸断等により、必要な医薬品や医療器具の入手が困難となった。	医療に必要な医療品・器具等の確保策の整理・道路網の寸断等により陸路輸送ができない場合に備え、空路での医薬品等の調達を可能とするための体制の整備が必要である。 ・医薬品等の輸送を迅速に行うための医療関係車両の優先通行対策が必要である。 ・岐阜県薬剤師会と災害時における薬剤師派遣及び医薬品の供給に関する協定を締結するなど、医薬品及び薬剤師の確保に最善を尽くす必要がある。	・現状において、未対策。【健康福祉部】	医療に必要な医療品・器具等の確保策の整理 ・空路での医薬品等の調達を可能とするための輸送手段の確保と輸送方法の整理。 ・医療関係車両の優先通行に関する取り扱いの整理。 ・岐阜県薬剤師会と災害時における薬剤師派遣及び医薬品の供給に関する協定を締結するなど、医薬品及び薬剤師の確保対策の充実。
	65	5 - (20)	薬剤師の派遣体 制	<u>薬剤師の派遣体制の未整理</u> ・災害時においては、救護所での調剤、医薬品の仕分けや病院、救護所、避難所への医薬品の仕分けを行う薬剤師の確保が必要である。	<u>医療救護班における薬剤師の役割等の整理</u> ・医療救護班における薬剤師の役割と応援体制の整理 が必要である。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」に基づき、県は県 薬剤師会に対し、薬剤師の派遣要請を行うこととなっている。 【健康福祉部・市町村】	医療救護班における薬剤師の役割等の点検・再整理 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂
	66	5 - (21)	避難所での各種 健康対策	<u>避難所での感染症流行</u> ・東日本大震災では、仮設住宅へ移るまでの 避難生活の長期化もあり感染症が流行した。	<u>避難所における感染症対策の整備</u> ・避難所における低体温症対策、歯科保健・口腔ケア対策などの各種健康管理体制を整備しておく必要がある。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」、「災害時保健活動マニュアル」及び「感染症対策マニュアル・災害編」に基づき、県と市町村は連携して保健医療活動に取り組むこととしている。 【健康福祉部・市町村】	<u>避難所における各種健康管理対策・体制の点検・再整理</u> 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂 ・災害時の歯科医療救護に関する協定の運用見直しなどによる 歯科保健、口腔ケア対策の充実
	67	5 - (22)		人工呼吸器装着患者 ・人工呼吸器装着患者は、呼吸管理を全て医療機器に依存しているため、特別の対応が必要である。	<u>人工呼吸器装着者の電源確保対策</u> ·在宅における人工呼吸器装着患者等の電源確保対策が必要。 ·医療機関への搬送体制の整備が必要である。	・電源確保については、患者自身の備えとして外部バッテリー 等の準備をするよう啓発している。【健康福祉部】	人工呼吸器装着患者の電源確保 ・在宅における電源確保対策の検討 ・搬送体制を整えるための災害時の近隣支援ネットワークの整 備。
	68	5 - (23)	認知患者、要介護者への対策	<u>認知症患者、要介護者</u> ・東日本大震災では、施設等が被災したことにより、認知症患者や要介護者が行き場をなくし、長期間にわたる避難所生活を強いられている。	<u>認知症患者、要介護者への対応の整理</u> ・認知症患者や要介護者に対し特別の対応を検討する 必要がある。	·要援護者のために特別に配慮された避難所である福祉避難 所を市町村が設置(設置済:15市町、361カ所)。 【市町村】	認知症患者、要介護者等への対応の整理 ・福祉避難所の全市町村の設置を推進。 ・避難所における認知症患者、要介護者、精神科患者及び難病 患者等への医療的支援方法等の整理。
	69	5 - (24)	精神科患者への対策		精神科患者への対応の整理 ・精神科医療機関が被災した場合、精神科救護所の設置や入院患者を移送する措置方法等を整理する必要がある。 ・交通網の遮断により精神科患者が通院困難となった場合の継続的服薬の方法等を整理する必要がある。	・「災害時の心のケア対策の手引き」に基づき、 県と市町村は連携して災害時の心のケア対策を行うこととしている。 【健康福祉部】	精神科患者の対応の整理 ・精神科医療機関が被災した場合、精神科救護所の設置や入院患者の移送を行う方法等の整理。 ・交通網の遮断により精神科患者が通院困難となった場合の継続的服薬の方法等の整理。 【「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂】
	70	5 - (25)	災害時要援護者 (高齢者、子供)を 主としたPTSD対策	PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策 ・東日本大震災では、災害時要援護者を中心に、被災のショックや長引く避難生活から不眠 や不安を訴える人が増加。	PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策 ・継続的に支援を実施するために、医療チーム等の編成、派遣、運用方法等について整理する必要がある。	・「災害時の心のケア対策の手引き」に基づき、県と市町村は連携して災害時の心のケア対策を行うこととしている。 【健康福祉部】	<u>医療チーム等の編成、派遣、運用方法等を点検・再整理</u> 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂
	71	5 - (26)	慢性疾患者への対策 (人工透析)	<u>人工透析患者への対応</u> ・人工透析患者のための対策が必要	人工透析患者への対応の整理 ・医療機関の透析可否についての情報集約を行い、受け入れに関する調整を可能とするための仕組みが必要である。	・医療機関の透析の可否については、日本透析医会災害情報ネットワークの活用により情報収集が可能となっている。【健康福祉部】	人工透析患者への対応の整理 ・医療機関の透析可否についての情報集約を行い、受け入れに関する調整を可能とするための仕組みの構築。 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂

大 項 目	中項目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
	広域受援	72 5 -	- (27)	各救援部隊の効 率的な運用	各救援部隊・物資のコントロールが不十分 : 宮城県に関しては、警察、消防の広域援助隊が各府県から応援に来ていたが、各市町村に分派し、集中運用がなされていないため、人員的にも規模が小さい状況にある。・警察、消防、自衛隊間での捜索エリアの調整がなく、効果的・効率的な捜索ができていなかった。	<u>各救援部隊・物資のコントロール体制の整備</u> ・県内の被害状況を踏まえた、自衛隊・消防・警察の集中的運用	・岐阜県では、「岐阜県災害時広域受援計画」を策定し、県本部において一元的に応援部隊の連携を図る仕組みとなっている。 ・また、運用する体制は「災害対策マニュアル」において「指揮総括チーム」広域応援班7人でこれらの活動把握及び調整にあたることとしている。【危機管理部門】	・市町村(避難所含む)における状況把握体制の整備
	7	73 5 -	- (28)	捜索救助に活用 する重機の確保	<u>捜索救助活動における建設業者との連携</u> 携・捜索のための重機活用について、自衛隊が被災地の役所と調整し、がれき処理を伴う捜索活動を実施した。	捜索救助活動に伴うがれき撤去等に活用する重機のリストアップ・県内市町村の建設業者の掌握と、自衛隊、消防、警察との協同捜索・県内のがれき撤去等に迅速に活用するための重機の日頃からのリストアップ(油圧ショベル、ホイールローダーなどの建設重機のほか、木材をつかむ重機であるグラップルなどの林業関係重機など、多業界に及ぶ重機情報)	・各担当部局において一部重機の把握はしているものの、県と して情報を一元化していない。【各部局】	<u>県内の多業界に及ぶ重機の配備状況の把握(情報の一元化)</u> 元化) ・県内のがれき撤去等に迅速に活用するための特殊重機等の掌握
	7	74 5 -	- (29)	様々な応援要請 の想定	様々な応援要請の受け入れ ・「医療・看護・介護」など、様々な支援を受け入れることを想定した、他県への応援要請の連絡ルートを想定する必要がある。	様々な応援要請の受け入れの整理 ・県の担当毎に、他県への応援要請の連絡ルートを想定し、連絡方法を作成する。 ・被害想定に基づく県から市町村への必要な支援のシミュレーション、計画策定の支援(救助部隊、物資、活動拠点等) ・岐阜県とNEXCO(中日本高速道路)の協定に基づく県本部へのNEXCO職員の派遣・広域災害に備えた検視体制の整備(医師の要請)が必要	・岐阜県では、「岐阜県災害時広域受援計画」を策定し、県本部において一元的に応援部隊の連携を図る仕組みとなっている。・また、運用する体制は「災害対策マニュアル」において定めて	支援・受援方法の総点検 ・県の各種応援要請マニュアルの総点検(連絡ルートの確認、通常の連絡手段が途絶した場合の連絡手段)・被害想定に基づく県から市町村への支援シミュレーション(救助部隊、物資、活動拠点等)・広域災害に備えた検視体制の整備(医師の要請)「岐阜県災害時広域受援計画」の改訂
	7	75 5 -	- (30)	広域自治体間の 応援協定	<u>複数県に及ぶ大規模災害・広域自治体間の応援</u> ・広域災害により近隣自治体、近隣県も被災した。近隣県よりさらに遠隔地の自治体からの支援活動が求められた。	<u>広域自治体間の連携</u> ·広域自治体間の災害時応援協定の締結(再掲)	・岐阜県では、他県との災害時応援協定を近隣県と実施しているが、遠隔地との協定は実施していない。 (1)全国都道府県との災害時応援協定 ・協定締結日:平成8年7月18日 ・協定の内容:災害時における応援 ・締結県 :全国都道府県 (2)中部9県1市との災害時応援協定 ・協定締結日:平成7年11月14日 ・締結県 :愛知、三重、滋賀、石川、福井、富山、長野、静岡、名古屋市 (3)その他、隣県との防災へリ応援協定を締結 ・愛知、三重、長野、石川、富山、滋賀、福井県、名古屋市 「危機管理部門」	<u>広域自治体間の連携強化</u> ・同時被災しない、遠隔県同士の災害時応援体制の整備 (災害時応援協定の締結など)
	7	76 5 -	- (31)	活動拠点	<u>活動拠点の整備</u> ・電力復旧作業のため被災地に出向した際、ライフライン復旧活動拠点として、膨大な車輌や要員の受け入れが可能な施設が準備されていた。 ・3/12~3/18 宮城県名取市名取スポーツパーク・3/18~4/2 宮城県東松島市ロックタウン矢本 (活動規模:4電力会社 500~300人、車両150~250台規模規模)	・隣接県をまたぐ広域防災拠点の整備・県からはライフライン復旧活動拠点候補地としてリストを提供されているが、災害時には各施設管理者との交渉が必要であり、場所の決定や利用までに時間を要すると想定される。 ・そのため、予め公共施設等(広大かつ災害現場に近い場所)をライフライン復旧の活動拠点として圏域別で定め	・また、平成20年度にライフライン事業者(都市ガス、電気、通信等)に提供可能な活動拠点候補地を各市町村で選定し、各事業者に情報提供を行った。【危機管理部門】	配分拠点及び県広域防災拠点の総点検

大 項 目	中頃番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
応 急 対 策	広域受援対策 77	5 - (32)		の停止(防災無線等の機能小全、情報集約機	被災地の状況把握と情報共有体制の整備 ・適切な支援ができるように、現場情報の確実・迅速な集 約、本部における把握が必要 ・救援部隊、物資の支援についても、コマンダー(情報を発信できる人)の育成が必要。 ・現場の状況を伝えるツールとして、例えば岐阜市で総務省のICT利活用の事業があり、避難所情報等がリアルタイムで把握できるシステムを試行している。 ・アマチュア無線を活用している会社、タクシー会社等の活用による情報の収集 ・情報の集約や発信について、整備しているシステムが実際にうまく機能するのか、ということの再点検、検討が必要	・岐阜県では、災害時応援協定を143締結し、そのうち非常用通信事業者とは3機関〔日本アマチュア無線連盟(防災課)、タクシー協会(県警)、トラック協会(県警)〕と締結し災害時の活用を図っている。 ・また、市町村と被害情報を共有する「被害情報集約システム」により、県内の被害を市町村と共有し、集約する仕組みは構築済みである(市町村が入力不可の場合は県の現地機関で代理入力を行う)。【危機管理部門】	<u>被災地の状況把握と情報共有体制の整備</u> ・被災地へ適切な支援ができるように、被災地のニーズ等現場情報の確実・迅速な集約、本部における把握の仕組みづくり ・救援部隊、物資の支援調整を行うコマンダー(指揮者)の人材育成 ・アマチュア無線等独自の非常用回線を有する民間企業(タクシー会社等)の活用による情報収集体制の強化 ・情報の集約や発信について、整備しているシステムが実際にうまく機能するのか、ということの再点検、検討
	78	5 - (33)	救援物資の滞留 防止		 救援物資の滞留防止 ・刻一刻と被災地(避難所など)における必要な物資は変化するため、そのマッチングは困難を伴うが、できるかぎり滞留を生じさせないための事前にできる仕組みづくりを行う必要がある。 被災地(避難所等)のニーズ把握被災地(避難所等)のニーズの共有(市町村と県、インターネットによる全国への発信) 迅速な集積、避難所への配分方法の確立 ・災害時に機能する物流センターを確保し、そこから各避難所に物資を輸送する。 ・「道の駅」の活用の検討 ・物資を直接避難所へ運ぶことのできる仕組みづくりや、どこの避難所で何が足りないかをインターネット等で分かる仕組みづくりの検討 ・ある程度規格が統一している企業からの義援物資と違い、個人からの義援物資については、規格がまちまちで、取扱に手間がかかる。また、集配も手間がかかり、ミスマッチの原因ともなる。これについて、あらかじめ受け入れるか否か、あらためて整理する必要がある。 	・岐阜県では、阪神・淡路大震災の教訓から、物資が滞留しないように、一時的に集積する物流拠点(「一時集積配分拠点」)を全市町村に配置(119箇所指定)している。・一時集積配分拠点は「岐阜県災害時広域受援計画」に規定【危機管理部門】	救援物資の滞留防止
	79	5 - (34)	備蓄体制の見直	<u>防災備蓄の考え方</u> ・防災備蓄品目(燃料、水、食料等)数量の明 確化と貯蔵施設の整備	防災備蓄の見直し ・あらかじめ行政が備蓄する考え方を整理する必要がある。何を現物備蓄をして、何を流通備蓄として確保すべきか。また、何を他の機関に支援要請を行うか。 ・被害想定に基づ〈必要な支援のシミュレーションと、市町村備蓄の計画策定を支援(県 市町村) ・防災体制における県内各市町村の防災備品等リストの共有及び電算化の検討	ర .	<u>防災備蓄の見直し</u> ・防災備蓄の見直し ・防災備蓄品目(燃料、水、食料等)数量の明確化(リストの共有及び電算化)の検討 ・防災備蓄の施設を含めた再点検 (分散備蓄の整理など) 「岐阜県総合備蓄計画」の見直し
	80	5 - (35)	災害ボランティア センター設置・運 営マニュアル	<u>災害ボランティアセンターの運用</u> ・災害ボランティアと地元のニーズとのマッチングを行う災害ボランティアセンターの迅速・的確な運用が求められる。	<u>災害ボランティアセンターの運用マニュアルの整備</u> 備・市町村社協(市町村)におけるマニュアルづくりと訓練等による検証	·県内市町村では、災害ボランティア支援に関するマニュアルは 42市町村中23市町村で整備済み(H23.3)【危機管理部門】	<u>災害ボランティアセンターの運用マニュアルの整備</u> ・市町村社協(市町村)における災害ボランティアセンター運用マニュアルの整備と訓練等による検証

大月項項目目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
応急対策	81	5 - (36)	災害ボランティア センターの運営	災害ボランティアセンターと関係機関との連携不足、運用・災害ボランティアセンター(VC)の運営について県社協とボランティア団体の連携による仕組みづくりがなされていない。・県、市町村社協災害ボランティアセンターの迅速な設置、効果的・円滑な運営(1)事務所(活動拠点)の確保(2)活動備品の整備・調達(3)専門ボランティアとの連絡調整	 災害ボランティアセンターの円滑な運用 ・活動拠点の確保 ・災害時における県・市町村社協「本部」及びサテライトの確保 (現在使用している「事務所」が機能不全になった場合における活動拠点について、当該自治体と協議の上あらかじめ定めておく必要がある。また被災地に近い広い場所でプレハブ(サテライト)を建てることも考慮する) ・活動備品の整備・調達(1)事務所の設置に伴う備品:プレハブ、トイレ、電話、FAX、印刷機、パソコン、掲示板、事務用品等(2)ボランティア活動に必要な備品:バール、スコップ、(ノーパンク)ー輪車、自転車、バイク、軽トラ等の整備・調達方法(「協定」を含む)について検討する。 ・専門ボランティアとの連絡調整災害時における協働活動が実施できるよう、応急危険度判定士、外国語通訳、臨床心理士等必要となる専門家との連絡調整を図る。 	・岐阜県では毎年「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を実施し、災害ボランティアセンターの運営について中核的な役割を果たせる人材の育成を図っている。 (H14~H22で900人養成) ・また、平常時において毎年「岐阜県災害ボランティア連絡会」を開催し、災害時にボランティアによる災害救援が円滑に行われるよう構成団体相互間の連携・協力の構築に努めている。・平成18年3月、ボランティア用の資機材を含む防災資機材を飛騨総合庁舎に配備。 【危機管理部門】 ・日本語の理解が十分でない外国人住民の支援対策として、岐阜県国際交流センターにおいて、災害時語学ボランティア育成研修を実施。具体的には、外国人集住地域自治体と協力し、災害時の多言語支援センターの設置・運営シュミレーション、在住外国人のための避難所体験等を実施している。 【総合企画部】	・活動拠点の確保 (1)県・市町村社協本部事務所が機能不全になった場合における代替活動拠点の選定 (2)被災地近辺でのプレハブ(サテライト)設置への配慮 ・活動備品の整備・調達方法(「協定」を含む)についての整理 (1)事務所の設置に伴う備品:プレハブ、トイレ、電話、FAX、印刷機、パソコン、掲示板、事務用品等 (2)ボランティア活動に必要な備品:バール、スコップ、(ノーパンク)一輪車、自転車、バイク、軽トラ等
	82	5 - (37)	ボランティア活動 への支援	県・市町村連携、ボランティア活動支援 ・(ボランティア活動の支援について)各市町村は県の指示待ち行動が目立ち、行動がかなり遅れることとなった。・今回の県ボランティアバスは市町村にいい影響を与えたことで、高く評価したい。	県・市町村によるボランティア活動支援 ・「災害ボランティア憲章」などを制定し、大規模災害発生 時は直ちに準備し、被災地に出ていけるような仕組みが 必要である。被災地に行くことは生きた防災教育。多くの 県民を被災地に送り出してほしい。 ・ボランティアによる被災者に対する支援活動を継続的に 行うため、県、市町村による支援(バスの運行)を継続する。 ・一定規模のボランティア団体は一般通行規制箇所を通行できるようにしていただきたい。	・岐阜県では、今災害において、災害ボランティア派遣について バス運行費用を負担することでボランティア活動を支援した。以 後、各市町村でボランティアバスの運行が実施された。(以下、 6月8日時点) ・県ボランティアバス:4/18~4/21、4/22~4/25(各回30人) ・市町村によるボランティアバス (恵那市、可児市、中津川市、多治見市、海津市、高山市、美 濃加茂市、白川町など)【危機管理部門】	<u>県、市町村によるボランティア活動支援</u> ・ボランティア活動に参加しやすい環境づくり (1)被災地における情報収集及び情報提供 (2)被災地が遠隔地の場合におけるボランティアバスの運行 など ・防災教育の一環としてのボランティア活動の位置づけ
	83	5 - (38)	ボランティアセン ターの位置づけ	ボランティアセンターの計画の位置づけ の不備 ・市町村(社協)において、ボランティアセンター の設置主体を明確にしていないのではない か。	ボランティアセンターの計画への明記 ・市町村地域防災計画の中にボランティアセンターについて明記(位置づけ) する必要がある。	【 基本的に市町村における対応】	ボランティアセンターの計画への明記 ・市町村地域防災計画にボランティアセンターについて明記する (運用主体等)。
	84	5 - (39)	ボランティアのネッ トワークづ(り	ボランティアセンターのネットワークの不備 ・災害ボランティアについて、岐阜県には実践的なネットワークがない。	<u>ボランティア活動のネットワーク化</u> ・災害ボランティアについて、行政(県)に先頭に立ち、 ネットワークを強くしていかなければならない。	・毎年「岐阜県災害ボランティア連絡会」を開催し、災害時にボランティアによる災害救援が円滑に行われるよう構成団体相互間の連携・協力の構築に努めている。【危機管理部門】	<u>災害ボランティア活動のネットワーク化</u> ・災害ボランティアネットワークづくりの推進
その代応急対策	85	5 - (40)	記述な歴無別用	在においても約15万人の方が避難生活を余 儀なくされている状況である(うち35,557人	<u>迅速な避難所開設につなげる研修、意識啓発</u> ・避難所の位置と機能、避難所での生活等に関する住民の持つべき情報・知識を明確にし、自主防災組織ごとに絶えず啓発活動に取り組む。 ・自主防災組織ごとの防災に関する勉強会、防災訓練等のイベントを恒常的に実施し、絶えず防災意識の啓発に取り組む。	市町村中40(95%)で実施 ・災害図上訓練(DIG)は、H18~22年度で42市町村中32市	実践的な防災訓練の実施 ・実際の避難所を活用したり、備蓄している防災資機材を地域住民が活用する実践的な防災訓練の普及促進・避難所を含めた地域全体の防災拠点や危険箇所を確認する図上訓練の普及促進を図る
	86	5 - (41)	避難所の整備	<u>避難所における諸課題</u> ・プライバシー確保 ・衛生対策 ・情報の枯渇対策 ・被災者の情報入手手段の確保 (被災者ニーズの把握)等	<u>避難所における体制整備</u> ・緊急避難所でのプライバシー確保のできる、仕切り、テント、簡易入浴セットなどの用意 ・被災者に対するパソコンの貸出 ・避難所等でのパソコン利用環境の整備 ・避難所等に伝言板等を設置 ・市町村長等による定時発表(記者会見)の実施	・県内市町村における避難所開設、運営に関する業務マニュアルを整備しているのは42市町村中24(57%)【市町村】	<u>避難所運営の体制整備</u> ・避難所運営に関する業務マニュアルの整備促進 ・避難所における備品等の整備、調達方法の整理

大 中 項 項 目 目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
応急対策		5 - (42)	在宅被災者対応	<u>在宅被災者対応</u> ・避難所ではな〈自宅にいる被災者に対し、支援物資が行き届かないという現状があった。	<u>在宅被災者対応の整理</u> ·在宅被災者の対応マニュアルが必要である。	【 基本的に市町村における対応】	<u>在宅被災者対応の整理</u> ・市町村における避難所運営に関する業務マニュアルなどでの 在宅被災者対応の位置づけの実施
対策	88	5 - (43)	学校避難における 授業への影響	学校施設での長期避難生活による授業への影響・学校施設での長期避難のため、授業への影響(大半の学校は、指定避難所となっている)	<u>刈束</u>	·学校が避難所になった場合の対応において、短期的な避難箇所として、一時的に学校施設を開放することを想定した対策は構築済(『「学校安全 管理・教育の手引 改訂版」平成21年3月岐阜県教育委員会。にて規定)【県教育委員会・市町村】	学校施設での長期避難生活による学校への影響対策 ・県有及び市町村有施設のデータベース化及び相互利用に関す る取り決めの締結
	89	5 - (44)	捞芯口 	<u>協定締結先民間企業の対応</u> ·今回の震災において各自治体からの支援要請があったが、協定を締結するときにお世話になった部署ではな√、他の部署からの要請があった自治体も多かった。	<u>協定締結先民間企業との対応</u> ·緊急の場合には、できる限り窓口を一本化する。	·県では自治体、民間企業等と143の災害時応援協定を締結 (H23.4.1時点) 【危機管理部門·各部局】	<u>災害時応援協定の検証、見直しの推進</u> ·窓口の確認、協定締結先の見直し 等
	90	5 - (45)	通確保	大規模停電による信号機停止 ・大規模停電により、信号機も停電し、被災地では長期にわたり警察官による交通整理を必要としている。	<u>緊急時に備えた交通規制・公共交通の確保</u> ·大規模停電時の交通規制体制の確保 ·大規模停電時の公共交通の確保	・信号機の非常用電源対策として、電源付加信号機(自動起動)を10箇所の交差点、発動発電機接続コネクター付き信号機を36箇所の交差点に、それぞれ整備している。・他の信号機交差点については、緊急交通路の確保を最重点とするなど、優先順位をつけた上で、警察官の手信号等による交通規制を実施する。[県警本部(交通規制)]・岐阜県災害警戒本部・災害対策本部等が設置された場合に、全ての鉄道やバスの運行状況等の情報収集を行う。また、県内第三セクター鉄道(樽見鉄道、明知鉄道、長良川鉄道)においては、運転事故や輸送障害が発生した場合にも情報収集を行うとともに、県に対して報告する基準等を定めている。・さらに県内第三セクター鉄道において災害等が発生し、被災鉄道会社単独では十分に復旧の応急措置等が実施できない場合に、他の第三セクター鉄道会社に応援を要請するための協定を締結済み【都市建築部】	<u>緊急時に備えた交通規制・公共交通の確保</u> ・大規模停電時における交通の混乱防止や避難・緊急交通路の確保に向けた確実な交通規制の実施 ・大規模停電時の公共交通の確保
	91	5 - (46)	高速道路施設の 積極的活用	<u>災害応急・復旧対策の活動拠点</u> ・高速道路施設の積極的な活用を行い、災害 応急対策、復旧対策を支援する。	<u>災害応急・復旧対策活動拠点の追加</u> ・休憩施設(サービスエリア、パーキングエリア)の防災拠点・支援基地としての利活用 ・自治体・町内会と料金所等の連携を強化し、料金所施設等を一時避難場所として活用 ・(広域医療のための)高速道路内の防災へリポートの活用や、離発着可能箇所の検討	・大規模道路構造物の異常、変形及び損傷等に対する技術的 支援 ・ 体預施設等の緊急関ロ部を利用した緊急車輌の出入は、等	災害応急・復旧対策活動拠点の追加 ・中日本高速道路(株)との災害時応援協定の検証、見直しの検 討 (サービスエリア、パーキングエリア等の防災拠点・支援基地としての利活用)
	92	5 - (47)	帰宅困難者対策	帰宅困難者の発生 ・今回の震災では、鉄道の運航停止により、関東地方に多数の帰宅困難者を発生させた(10万人以上:警視庁集計)。・東京新宿の都庁本庁舎には1000人以上が駆け込み、1階の都民ホールは人であふれた。また、埼玉県はさいたまスーパーアリーナの一部を帰宅困難者約7,000人受け入れるなどの対応を行った。・愛知県においても、東海地震警戒宣言発令時に最大約36万人、突発的地震には最大約98万人が帰宅困難者となることを想定している。	帰宅困難者対策 ・岐阜県の場合、東海・東南海地震では、乗降客の多い駅(JR岐阜駅、名鉄岐阜駅など)では、特に帰宅困難者が多く発生すると思われる。(岐阜 名古屋方面、名古屋方面 岐阜)・徒歩帰宅支援マップの作成及び配布・日頃から通勤者に対し事前対策を実施・駅から最寄りの避難場所への確認及び避難場所の掲	・岐阜県では、帰宅困難者にならないための啓発を実施(ホームページ) ・岐阜県石油商業組合や、コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援に関する協定を締結し、「帰宅困難者支援ステーション」として指定。徒歩帰宅者の支援場所としている。協力店舗による水道水とトイレ、災害情報の提供が柱。(協力店舗:ガソリンスタンド723店舗、コンビニエンスストア等801店舗(H22.11現在)。) 【危機管理部門】	<u>帰宅困難者対策の推進</u> ・鉄道事業者の協力を求め、帰宅困難者向け啓発事業を鉄道駅付近で実施 ・駅から最寄りの避難場所への確認及び避難場所の掲示

大 項 目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と 明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項 (委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
応急対策の発送を	93 93	5 - (48)	観光客対策 (滞留旅客対策)	<u>観光客への対応</u> ·(住民のみならず)震災時に被災地を旅行している観光客(外国人観光客を含む)の把握方法、及び避難誘導体制の構築が必要	<u>観光客への対応</u> ・旅行中の観光客の状況把握方法の確立がまず必要。・鉄道駅、道の駅、観光案内所、土産物店、宿泊施設等、観光客が立ち寄る箇所のネットワークを構築すれば、把握できるのではないか。・避難誘導や観光客の帰宅支援についてもこのネットワークにより提供可能と考える	·被災地における被災者の把握は原則当該市町村の災害対策本部で行う。 【危機管理部門、観光交流推進局】	<u>被災観光客対策の検討</u> ・現在の情報収集体制の円滑化に向けた、宿泊施設等との連携・宿泊施設等に対する、最寄りの避難所及び避難経路の周知
復旧対策	校 くく Nin 乙 版 力 に り 94	6 - (1)	仮設住宅		<u>迅速な仮設住宅建設</u> ・被害想定に基づ〈建設用地の想定とシミュレーション (いつごろ、どれ〈らいでできるのを把握)	·県では、市町村と連携し、仮設住宅の建設可能用地及び公営 住宅の空き部屋の把握に努めている。[都市建築部]	<u>迅速な仮設住宅建設対策</u> ・被害想定に基づ〈建設用地の想定とシミュレーション ・市町村における建設予定地の点検
	95	6 - (2)	長期化する避難 生活	後は暑さ対策等様々な課題が生じている。	<u>避難生活長期化対策</u> ·あらかじめ国・県・市町村の役割を明確にし、避難生活の短期化を図る(仮設住宅の建設手順)。 ·真冬、真夏など気象条件が厳しい時期の避難生活を想定した対策を立てる。	·県では、市町村と連携し、仮設住宅の建設可能用地及び公営 住宅の空き部屋の把握に努めている。 [都市建築部]	<u>避難生活長期化対策</u> ・災害時保健マニュアル等、避難所生活の支援に関する諸計画の検証、見直しの実施 「感染症対策マニュアル(災害編)」、「災害時のこころのケアマニュアル」の改訂
	96	6 - (3)	被災農家に対す る救済・復興対策 の検討	被災農家に対する救済・復興対策 ・農業生産に係る被害に対して、行政としてできる救済措置・復興対策をあらかじめ検討する。 ・今回の震災で流出・冠水等の被害を受けた農地は6県で23,600haと推計される(農林水産省調べ)	被災農家に対する救済・復興対策 ・被災農家を対象とした県民税・市町村民税の軽減・耕地の荒廃に対する農業土木技師の派遣、農業土木業者との連携に関すること・・処分畜の埋却地の確保・支援・復旧ボランティアセンターの運営等	・県の農業土木技師のみで対応が不足する場合は、農林水産省や全国知事会による全国規模の職員派遣要請を活用する。・処分畜の埋却地については、口蹄疫防疫対策により埋却地を確保しており、それを応用する。・また、災害時には被害農家をはじめ、災害によって直接損害を受けた方に、県税の徴収猶予、期限延長及び減免措置を実施する。 [総務部・農政部]	<u>被災農家に対する救済・復興対策</u> ・被災者支援に関する国、県、市町村等の制度を一括して提供できるよう、情報を集約し、HPで公開
1 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		6 - (4)	災害廃棄物の処 理	別の美胞に文障をさた9。 ・岩手県、宮城県、福島県において発生したが わきの性計量は約2、400万トン(環境公開が)	・災害廃棄物処理に関する自治体間の相互協定の締結・大量の災害廃棄物を処理するための広域の廃棄物処理体制の見直し。焼却等の即時処理だけでな〈、大量のがれきの仮置き場の検討	・災害廃棄物の広域処理については、県内市町村と協議の上、 岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画を平成19年2月に策定 済。 ・がれきの仮置場の確保については、市町村震災廃棄物処理 計画で定めることとしており、平成22年度末現在で、42市町村 中26市町村が策定済。未策定の16市町村については、従来 から指導しているところであるが、今年度中の策定に向けて指 導していく。 【環境生活部】	迅速ながれき処理の対策 ・岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画の検証 ・市町村震災廃棄物処理計画策定の促進 ・県内のがれき撤去等に活用する特殊重機等の掌握(再掲) (油圧ショベル、ホイールローダーなどの建設重機のほか、木材をつかむ重機であるグラップルなどの林業関係重機など、多業界に及ぶ重機情報) 「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」の改訂